

A 本月三日ヨリ十三名ノ職工ニテ作業ヲ開始セリ  
B 解雇職工十一名ニ對シ三日別記(一)ノ如キ通知ヲ發セ  
リ

C 事業主ハ解雇セル職工ニ對シテハ絶対ニ復職ヲ許サ  
ス只解雇手當ハ多少増額支給スル意嚮アリ解雇者外  
ノ罷業職工ニ對シテハ別記(二)ノ如キ出勤通知書ヲ發  
シタリ

(3) 交渉状況

A 五月午前十時廿分ヨリ大井町一七八ニ山本忠次郎方  
ニテ事業主側山本伊得雄浦上好経、争議團側岡根政  
治春木五郎ト会見折衝シタルガ  
争議團側ハ復職問題ニ對スル交渉及過般ノ要求事項

ニ對スル回答ヲ希望シ事業主側ハ解雇手當問題以外  
ニ對スル交渉ヲ避ケ午前十二時何等纏リタルハナシ  
会見ヲ了レリ

B 本月六日双方文書ニテ交渉シタルカ内容左ノ如シ  
一 争議團ヨリ發シタル文書

昨五日午前会見の際の要求書に對する貴下の回答は  
何時有之候哉確かな御返答を被下度候

三月六日

山本 伊得雄  
岡根 政治

山本伊得雄 殿

答